

委 託 仕 様 書

《委 託 名》

(単価契約) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託

《契約期間》

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

公立大学法人京都市立芸術大学

第1 [目的]

公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）が排出する産業廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）並びに関係法令に基づき適正に収集運搬及び処分するため、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者及び産業廃棄物処分業の許可を有する事業者（以下「受託者」という。）と契約を締結するものである。

第2 [産業廃棄物の排出場所]

- 1 名称
京都市立芸術大学
- 2 所在地
京都市下京区下之町57番地の1

第3 [産業廃棄物の種類及び排出予定数量]

法人が受託者に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び年間の排出予定数量は次のとおりとする。

- 1 種類
次の各号に掲げる廃棄物の混合廃棄物とする。
 - (1) 廃プラスチック類
 - (2) 金属くず
 - (3) 木くず
 - (4) 繊維くず
 - (5) ゴムくず
 - (6) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - (7) がれき類

2 排出予定数量

25,960kg（4t車（8m³）：28台 2t車（4m³）：14台）

※上記予定数量は本件の積算のために示す過去実績からの見込みであり、本件の予定数量を保証するものではない。

第4 [業務内容]

- 1 受託者は、廃棄物処理法及び関係法令を遵守のうえ、法人から発生する産業廃棄物を適正に収集運搬し、許可された施設で適正に処分すること。
- 2 受託者は、別紙1に示す場所にアームロール車用コンテナを設置し、法人からの依頼に応じて集積された廃棄物を速やかに収集運搬すること。また、収集の際に代替の空のコンテナを設置すること。その際各コンテナには、カラス等による廃棄物散乱被

害防止のために、受託者の負担においてシートを用意し、空のコンテナにシートを被せること。

- 3 上記2に関して、法人が受託者に廃棄物の収集運搬及び空のコンテナの設置を依頼した場合は、依頼した日の翌日から起算して3日以内に実施すること。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、8月15日、8月16日、12月29日、12月30日及び12月31日は日数に含めないものとする。
- 4 受託者は、廃棄物を収集した際に廃棄物の種類及び数量を明記した収集伝票（任意様式）を提出すること。
- 5 受託者は、廃棄物の数量等について、収集の都度、法人とともに確認し、法人が数量等を記入した受渡確認票を受領すること。
- 6 受託者は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用すること。なお、受託者は加入証の写しを法人に提出するとともに、自らに係る費用の負担を行わなければならない。
- 7 受託者は、廃棄物の収集運搬業務及び処分業務がそれぞれ完了した後、速やかに電子マニフェストシステムの入力を行うこと。
- 8 受託者は、大学敷地内では、収集運搬車の安全運転に努めること。
- 9 受託者は、収集運搬においては、集積場内外の環境衛生について、常に清潔な状態に復すること。

第5 [最終処分の確認]

- 1 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分（埋立処分又は再生）の場所（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力を法人に通知しなければならない。
- 2 受託者は、法人に対し中間処理後の最終処分等の場所等について必要な情報を提供しなければならない。法人は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地、名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分等の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく法人に通知し、必要な情報を書面にて提出しなければならない。

第6 [積替保管]

受託者は、委託された産業廃棄物の運搬途中に積替え又は保管してはならない。

第7 [業務の調査等]

- 1 法人は、産業廃棄物の収集運搬及び処分が廃棄物処理法及び関係法令の規定に基づ

き、適正に行われているかを確認するため、受託者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。

- 2 法人は、受託者に対し、予告無く処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

第8 [委託料]

- 1 委託料は、収集運搬業務に係る車両1台当たりの単価（以下「収集運搬単価」という。）及び処分業務に係る産業廃棄物1kg当たりの単価（以下「処分単価」という。）による契約とする。なお、収集運搬単価は、4t車、2t車のそれぞれで設定するものとする。
- 2 委託料は、収集運搬単価及び処分単価にそれぞれの数量を乗じて算出した金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して請求するものとする。この場合において、その合計額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 受託者は、契約期間中の暦月を単位としてとりまとめ、業務完了届等の書類を添付し、法人に請求するものとする。
- 4 収集運搬業務を行う事業者（以下「収集運搬業者」という。）と処分業務を行う事業者（以下「処分業者」という。）が異なる事業者である場合、処分業務に係る委託料の支払い方法については、次のとおりとする。
 - (1) 処分業者は当該委託料を収集運搬業者に請求し、収集運搬業者はこれを支払うものとする。
 - (2) 収集運搬業者は当該委託料を法人に請求し、法人はこれを支払うものとする。
- 5 支払いは、月末締めでの請求による銀行振込とする。

第9 [一般事項]

- 1 受託者は、本業務を他人に委託してはならない。ただし、法人の書面による承諾を得て、廃棄物処理法及び関係法令の規定に基づく再委託の基準にしたがう場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、業務実施中に知り得た事項について守秘する義務を負う。
- 3 受託者は、業務の実施に必要な一切の経費を負担するものとする。
- 4 受託者は、廃棄物処理法及び関係法令の規定に基づく許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を法人に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出すること。
- 5 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法人と受託者が協議のうえ定めるものとする。

第10 [損害賠償責任]

受託者の責めに帰すべき事由による衛生管理の欠陥等により、法人又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその責を負うものとする。

第11 [契約の解除等]

- 1 受託者が廃棄物処理法及び関係法令に定める基準を満たさなくなったときは、法人はこの契約を解除することができる。
- 2 受託者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、法人はこの契約を解除することができる。
- 3 受託者の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬及び処分業務を自ら実行するか、もしくは法人の承諾を得た上、許可を有する別の事業者により自己の費用をもって行わせなければならない。